

# 1 2 生徒指導

## 1 生徒指導の定義と目的

### (1) 生徒指導の定義

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第1条）を期することであり、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」（同法第2条第2号）ことが目標の一つとして掲げられています。この学校教育の目的や目標達成に寄与する生徒指導を定義すると、次のようになります。

〔生徒指導の定義〕

生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）です。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義を持つものと言えます。

### (2) 生徒指導の目的

生徒指導の目的は、教育課程の内外を問わず、学校が提供する全ての教育活動の中で児童生徒の人格が尊重され、個性の発見とよさや可能性の伸長を児童生徒自らが図りながら、多様な社会的資質・能力を獲得し、自らの資質・能力を適切に行使して自己実現を果たすべく、自己の幸福と社会の発展を児童生徒自らが追求することを支えるところに求められます。

〔生徒指導の目的〕

生徒指導は、児童生徒一人一人の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えると同時に、自己の幸福追求と社会に受け入れられる自己実現を支えることを目的とする。

生徒指導において発達を支えるとは、児童生徒の心理面（自信・自己肯定感等）の発達のみならず、学習面（興味・関心・学習意欲等）、社会面（人間関係・集団適応等）、進路面（進路意識・将来展望等）、健康面（生活習慣・メンタルヘルス等）の発達を含む包括的なものです。

### (3) 自己指導能力

生徒指導の目的を達成するためには、児童生徒一人一人が自己指導能力を身に付けることが重要です。児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」、「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的、かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力、すなわち、「自己指導能力」を獲得することが目指されます。

児童生徒の自己指導能力の獲得を支える生徒指導では、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切であり、その際に留意する実践上の視点は次のとおりです。

自己存在感の感受	児童生徒が自己存在感を実感したり、自己肯定感や自己有用感を育んだりする教育活動の工夫
共感的な人間関係の育成	支持的で創造的な学級・ホームルームづくり
自己決定の場の提供	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善
安全・安心な風土の醸成	児童生徒による安心して授業や学校生活が送れるような風土づくりを支援

## 2 生徒指導の構造

生徒指導は、児童生徒の課題への対応を時間軸や対象、課題性の高低という観点から類別することで、2軸3類4層に構造化することができます。

### (1) 生徒指導の2軸

児童生徒の課題への対応の時間軸に着目したものです。

プロアクティブ	課題が発生する前に、常態的・先行的に行う
リアクティブ	課題が生じた後に即応的・継続的に行う

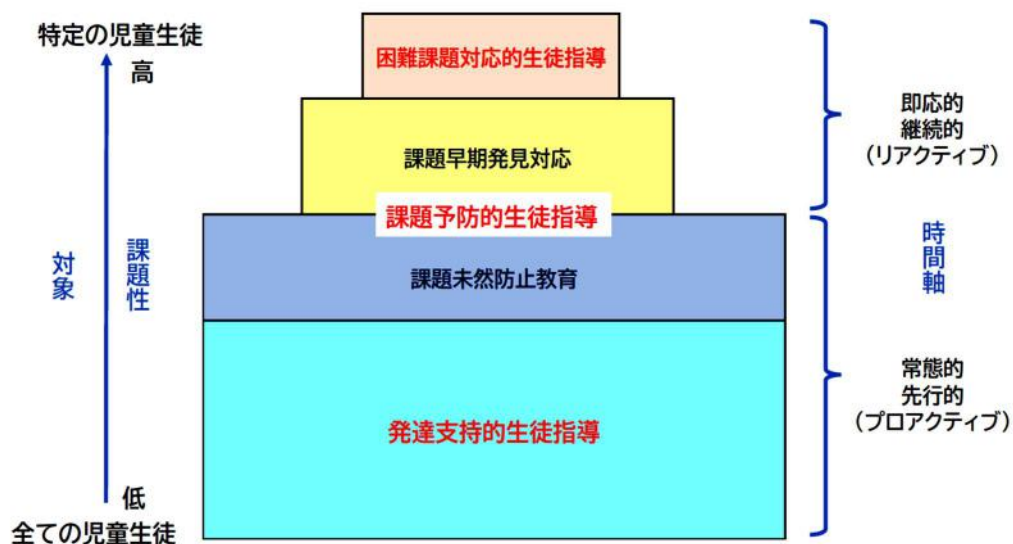
### (2) 生徒指導の3類

生徒指導の課題性（「高い」・「低い」）と課題への対応の種類から分類したものです。

発達支持的生徒指導	全ての児童生徒の発達を支援
課題予防的生徒指導	全ての児童生徒を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動が見られる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応
困難課題対応的生徒指導	深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助

### (3) 生徒指導の4層

下図は、2軸（時間軸）3類（課題性・課題への対応）に加えて、生徒指導の対象となる児童生徒の範囲を4層から成る生徒指導の重層的支援構造を示したものです。



<p>発達支持的 生徒指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の課題を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて、教育課程内外の全ての教育活動において進められる生徒指導の基盤</li> <li>・児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させる過程を、学校や教職員がいかに支えていくかという視点に立ち、日々の教職員の児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び、授業や行事等を通じて、自己理解力や自己効力感、コミュニケーション力、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、目標達成力、課題解決力などを含む社会的資質・能力を育成</li> </ul>
<p>課題未然防止 教育</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての児童生徒を対象に、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムの実施</li> <li>・具体的には、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育、情報モラル教育、非行防止教室等が該当</li> </ul>
<p>課題早期発見 対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題の予兆行動が見られたり、問題行動のリスクが高まったりするなど、気になる一部の児童生徒を対象に、深刻な問題に発展しないように、初期の段階で諸課題を発見し、対応</li> <li>・例えば、ある時期に成績が急落する、遅刻・早退・欠席が増える、身だしなみに変化が生じたりする児童生徒に対して、いじめや不登校、自殺などの深刻な事態に至らないように、早期に教育相談や家庭訪問などを行い、実態に応じて迅速に対応</li> </ul>
<p>困難課題対応的 生徒指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ、不登校、少年非行、児童虐待など特別な指導・援助を必要とする特定の児童生徒を対象に組織で対応</li> <li>・学級・ホームルーム担任による個別の支援や学校単独では対応が困難な場合に、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心にした校内連携型支援チームを編成したり、校外の専門家を有する関係機関と連携・協働したネットワーク型支援チームを編成したりして対応</li> </ul>

### 3 生徒指導の方法

生徒指導に共通する方法として、児童生徒理解及び集団指導と個別指導の方法原理があります。

#### (1) 児童生徒理解

生徒指導の基本と言えるのは、教職員の児童生徒理解です。

##### ○ 複雑な心理・人間関係の理解

経験のある教職員であっても、児童生徒一人一人の家庭環境、生育歴、能力・適性、興味・関心等を把握することは非常に難しく、授業や部活動などで、日常的に児童生徒に接していても、児童生徒の感情の動きや児童生徒相互の人間関係を把握することは容易ではありません。そのため、いじめなどの未然防止においては、教職員の児童生徒理解の深さが鍵となります。

##### ○ 観察力と専門的・客観的・共感的理解

児童生徒理解においては、児童生徒を心理面のみならず、学習面、社会面、健康面、進路面、家庭面から総合的に理解していくことが重要です。学級・ホームルーム担任の日頃のきめ細かい観察力が、指導・援助の成否を大きく左右します。また、学年担当、教科担任、部活動等の顧問等による複眼的な広い視野からの児童生徒理解に加えて、養護教諭、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）の専門的な立場からの児童生徒理解を行うことが大切です。

この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効です。

特に、教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要になります。

---

##### 〔スクールカウンセラー（SC）〕

児童生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当たり、関係機関と連携して必要な支援をするため、カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身に付けた専門家。

##### 〔スクールソーシャルワーカー（SSW）〕

社会福祉の専門的な知識、技術を用いて、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。

---

## ○ 児童生徒、保護者と教職員の相互理解の重要性

的確な児童生徒理解を行うためには、児童生徒、保護者と教職員がお互いに理解を深めることが大切です。児童生徒や保護者が、教職員に対して、信頼感を抱かず、心を閉ざした状態では、広く深い児童生徒理解はできません。児童生徒や保護者に対して、教職員が積極的に、生徒指導の方針や意味などについて伝え、発信して、教職員や学校側の考えについての理解を図る必要があります。

## (2) 集団指導と個別指導

集団指導と個別指導は、集団に支えられて個が育ち、個の成長が集団を発展させるという相互作用により、児童生徒の力を最大限に伸ばし、児童生徒が社会で自立するために必要な力を身に付けることができるようにするという指導原理に基づいて行われます。そのためには、教職員は児童生徒を十分に理解するとともに、教職員間で指導についての共通理解を図ることが必要です。

## ○ 集団指導

集団指導では、社会の一員としての自覚と責任、他者との協調性、集団の目標達成に貢献する態度の育成を図ります。児童生徒は役割分担の過程で、各役割の重要性を学びながら、協調性を身に付けることができ、自らも集団の形成者であることを自覚し、互いが支え合う社会の仕組みを理解するとともに、集団において、自分が大切な存在であることを実感します。指導においては、あらゆる場面において、児童生徒が人として平等な立場で互いに理解し信頼した上で、集団の目標に向かって励まし合いながら成長できる集団をつくるのが大切です。

そのため、教職員には、次のことを基盤とした集団づくりを行うように工夫することが求められます。

- 
- ・安心して生活できる
  - ・個性を発揮できる
  - ・自己決定の機会を持てる
  - ・集団に貢献できる役割を持てる
  - ・達成感・成就感を持つことができる
  - ・集団での存在感を実感できる
  - ・他の児童生徒と好ましい人間関係を築ける
  - ・自己肯定感・自己有用感を培うことができる
  - ・自己実現の喜びを味わうことができる
- 

## ○ 個別指導

個別指導には、集団から離れて行う指導と、集団指導の場面においても個に配慮することの二つの概念があります。

授業など集団で一斉に活動をしている場合において、個別の児童生徒の状況に応じて配慮することも個別指導と捉えられます。

また、集団に適応できない場合など、課題への対応を求める場合には、集団から離れて行う個別指導の方がより効果的に児童生徒の力を伸ばす場合も少なくありません。

### (3) ガイダンスとカウンセリング

生徒指導の集団指導と個別指導に関連して、学習指導要領の第1章「総則」（小学校・中学校は第4、高等学校は第5款）で新設された「児童（生徒）の発達の支援」の「1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実」の「(1) 学級経営（ホームルーム経営）の充実」において、以下のようにガイダンスとカウンセリングの双方による支援の重要性が明記されました。

---

学習や生活の基盤として、教師と児童（生徒）との信頼関係及び児童（生徒）相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童（生徒）の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童（生徒）の発達を支援すること。

---

児童生徒は、人間関係での悩みや学習面の不安だけでなく、心理面や進路面での不安や悩みを抱えることも少なくありません。そのような課題に対しては、教職員が児童生徒や学級・ホームルームの実態に応じて、ガイダンスとカウンセリングという観点から取組を進めます。

#### ○ ガイダンスの観点からの取組

学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、学習活動や進路等における主体的な取組や選択及び自己の生き方などに関して、全ての児童生徒に、組織的・計画的に情報提供や説明を行い、場合によっては、社会性の発達を支援するプログラムなどを実施します。

#### ○ カウンセリングの観点からの取組

児童生徒一人一人の生活や人間関係などに関する悩みや迷いなどを受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を深めるように働きかけたり、適切な情報を提供したりしながら、児童生徒が自らの意志と責任で選択、決定することができるようにするための相談・助言等を個別に行います。

ガイダンスとカウンセリングは、教員、SC、SSW等が協働して行う生徒指導において、児童生徒の行動や意識の変容を促し、一人一人の発達を支える働きかけの両輪として捉えることができます。

### (4) チーム支援による組織的対応

深刻化、多様化、低年齢化する生徒指導の諸課題を解決するためには、学級・ホームルーム担任が一人で問題を抱え込まずにチームで対応することが求められます。課題早期

発見対応や困難課題対応的生徒指導においては、チームによる指導・援助に基づく組織的対応によって、早期の課題解決を図り、再発防止を徹底することが重要です。また、発達支持的生徒指導や課題未然防止教育においても、チームを編成して学校全体で取組を進めることが求められます。

チーム支援のプロセスは、①チーム支援の判断とアセスメントの実施、②課題の明確化と目標の共有、③チーム支援計画の作成、④支援チームによる実践、⑤点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続と捉えることができます。

また、会議録、各種調査票、チーム支援計画シート、教育相談記録等を、的確に作成し、規定の期間保持することが必要です。



## 4 生徒指導の取組上の留意点

生徒指導の取組上の留意点として、権利等についての理解が挙げられます。

### (1) 児童の権利に関する条約

児童生徒の人権の尊重という場合に、留意すべきは、平成元年11月20日に第44回国連総会において採択された児童の権利に関する条約です。日本は、平成2年にこの条約に署名し、平成6年に批准し、効力が生じています。この場合の児童とは、18歳未満の全ての者を指します。本条約の発効を契機として、児童生徒の基本的な人権に十分配慮し、一人一人を大切にされた教育が行われることが求められています。生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことが不可欠です。

四つの原則とは、第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていることを指します。関連する条文の概要は、次のとおりです。

---

#### ① 差別の禁止

児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。(第2条)

#### ② 児童の最善の利益

児童に関する全ての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。(第3条)

#### ③ 生命・生存・発達に対する権利

生命に対する児童の固有の権利を認めるものとし、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。(第6条)

#### ④ 意見を表明する権利

児童が自由に自己の意見を表明する権利を確保する。児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮される。(第12条)

---

いじめや暴力行為は、児童生徒の人権を侵害するばかりでなく、進路や心身に重大な影響を及ぼします。教職員は、いじめの深刻化や自殺の防止を目指す上で、児童生徒の命を守るという当たり前の姿勢を貫くことが大切です。

また、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本中の基本であり、同条約の理解は、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々等にとって必須だと言えます。

## (2) こども基本法

令和4年6月に公布された「こども基本法」においては、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進すること」が目的として示されています（第1条）。

併せて、つぎのような本法基本理念の趣旨等について、児童の権利に関する条約とともに理解しておくことが求められます。

〔基本理念の主な記載〕

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。（第3条第1号）
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。（第3条第2号）
- ③ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。（第3条第3号）
- ④ 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。（第3条第4号）

〔実践例〕

◆◆ 実践例1 小学校道徳科5年 ◆◆	◆◆ 実践例2 中学校社会科公民的分野 ◆◆
<p>◆主題名 「一人一人の命のすばらしさ」(D (19) 生命の尊さ)</p> <p>◆目標 生き物は全て「同じでちがう」存在であるという文章を通して、人や生き物が「同じでちがう」ことはなぜすばらしいのかを考えさせ、一人一人の命がかけがえないものであることを理解したうえで、それぞれの命を尊重し、大切にしていこうとする心情を育てる。</p> <p>◆学習過程</p> <p style="text-align: center;">主な学習の流れ (○) 児童の学習活動 (・)</p> <p>○導入 人や生き物が「同じでちがう」ことは、なぜすばらしいのだろうか。</p> <p>○展開 ・「子どもの権利条約」に関する教材を読み、生きる権利について考えたことを確認・交流する。 ・ちがうからこそすばらしい世界ができるのはなぜかを考え、話し合う。 ・生きていることの不思議さ、すばらしさを、どんなときに感じたことがあるかを振り返り、発表する。</p> <p>○終末 ・教材や「子どもの権利条約」等を読み、誰もが幸せに生きるために大切なことについての考えをノートに記入する。</p>	<p>◆◆ 実践例2 中学校社会科公民的分野 ◆◆</p> <p>◆単元名 「憲法が保障する基本的人権」</p> <p>◆目標 世界に広がる人権問題と、それに対する取り組みについて理解し、国際的な理解と協力の必要性が高まっていることに気付かせるとともに、日本と世界の人権をめぐる課題の比較などを通して、今後果たすべき日本の役割や自分たちができることを考えさせる。</p> <p>◆学習過程</p> <p style="text-align: center;">主な学習の流れ (○) 生徒の学習活動 (・)</p> <p>○学習課題の把握 世界で起きている人権問題について、私たちは何ができるのだろうか。</p> <p>○学習課題の追究 ・人権問題は国際社会の問題であることと、国境を越える取組について、資料と関連させながら気付いたことを交流する。 ・子どもの権利条約の内容を確認し、学習課題と関連させて考える。</p> <p>○学習のまとめ ・世界各国の人権保障の共通の基準として採択されたものは何か確認し、まとめる。 ・学習課題について、自分がどう関わっていけるかをノートに記入する。</p>

## 5 児童生徒の発達を支える教育課程

学校が編成する教育課程は「学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画」であり、各教科等の年間指導計画も教育課程の編成の一環として作成されるものです。これら教育課程に係る諸計画に基づき実施される教育活動の多くは、「授業」という形で行われるため、生徒指導との関係が十分に踏まえられていないことも少なくありません。

しかし、学習指導の目的を達成する上で、また生徒指導の目的を達成し、生徒指導上の諸課題を生まないためにも、教育課程における生徒指導の働きかけが欠かせません。

したがって、教育課程の編成や実施に当たっては、学習指導と生徒指導を分けて考えるのではなく、相互に関連付けながら、どうすれば両者の充実を図ることができるのか、学校の教育目標を実現できるのかを探ることが重要になります。その際、学習指導要領第1章総則の「児童（生徒）の発達の支援」の中の「1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実」に示された視点を具現化することが求められます。

### (1) 学習指導要領「総則」と生徒指導

学習指導要領において、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、それぞれの役割を果たすことができるように、「子ども一人一人の発達をどのように支援するか」という児童生徒の発達を支える視点に立つことの重要性が示されました。具体的には、「総則」に示された「①学級・ホームルーム経営の充実、②生徒指導の充実、③キャリア教育の充実、④指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実」です。

学級・ホームルーム経営の充実	学習や生活の基盤として、教員と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てる。
生徒指導の充実	児童生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図る。
キャリア教育の充実	特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。
指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実	教員が個々の児童生徒の特性等を十分理解し、それに合った指導方法の工夫や、学校の実態に応じた指導体制の工夫改善を図る。

これらのことはガイダンスとカウンセリングにより、プロアクティブ及びリアクティブな活動を通して、生徒指導の目的を達成することにもつながります。

### (2) 教科の指導と生徒指導の一体化

授業は全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の場となります。教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくりは、生徒指導の実践上の視点である、自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成を意識した実践に他なりません。教員が学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつという日本型学校教育の強みを活かした授業づくりが、児童生徒の発達を支えます。

## 6 教育相談

### (1) 教育相談の基本的な考え方

教育相談の目的は、児童生徒が将来において社会的な自己実現ができるような資質・能力・態度を形成するように働きかけることであり、この点において生徒指導と教育相談は共通しています。ただ、生徒指導は集団や社会の一員として求められる資質や能力を身に付けるように働きかけるという発想が強く、教育相談は個人の資質や能力の伸長を援助するという発想が強い傾向があります。

教育相談は、生徒指導の一環として位置付けられ、重要な役割を担うものであることを踏まえて、生徒指導と教育相談を一体化させて、全教職員が一致して取組を進めることが必要です。

そのため、教職員には、次のような姿勢が求められます。

- 
- ・指導や援助の在り方を教職員の価値観や信念から考えるのではなく、児童生徒理解（アセスメント）に基づいて考えること。
  - ・児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わることから、あらゆる場面に通用する指導や援助の方法は存在しないことを理解し、柔軟な働きかけを目指すこと。
  - ・どの段階でどのような指導・援助が必要かという時間的視点を持つこと。
- 

### (2) 教育相談に係る教職員の姿勢

教育相談は、「いつでも、どこでも、だれでも」行うことが大切です。特に学級・ホームルーム担任は、児童生徒にとって最も身近な存在であることから、全ての教育活動において次のような態度で接することが大切です。

- 
- ・日常の信頼関係作りに努めます。
  - ・普段から児童生徒に気軽に声かけをするように心がけます。
  - ・児童生徒の訴えや悩みに耳を傾け、その心に寄り添いながら話を聴きます。
  - ・児童生徒の立場や気持ちになって話を聴き、悩みや苦しみなど内面を理解しようとしています。
  - ・児童生徒の考えや行動を肯定的にとらえ、共感的に受け入れます。
  - ・児童生徒に自己決定や自己選択を促し、時間をかけながら気付きや育ちを支えます。
- 

### (3) 教育相談の進め方

教育相談の具体的な方法には、児童生徒の年齢や相談内容に応じて様々なものがあります。代表的な相談の形態としては、「個別相談」、「グループ相談」、「チーム相談」、「自発相談」、「呼び出し相談」、「定期相談」、「チャンス相談」があります。

また、代表的な相談方法としては、「面接相談」、「電話相談」、「手紙相談」、「FAX相談」、「メール相談」などがあります。

相談に当たっては、次のような点に配慮したり、「TALKの原則」を参考にしたりするなどして、信頼関係を構築することが必要です。

---

#### 〔配慮事項〕

- ・相談内容の秘密を守る。ただし、相談を通じて緊急な介入が必要な事実が判明した場合などは、原則として本人の了解を得た上で、必要な措置を講じます。
- ・相談場所は、児童生徒にとって話しやすいように設営します。
- ・あらかじめ相談の時間を伝えます。
- ・相談中の記録は、必要最小限度にとどめます。
- ・個人相談では、特に、緊張、不安、心配などの抵抗感を除去します。

---

#### 〔TALKの原則〕

Tell	心配していることを言葉に出して伝える。
Ask	つらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。
Listen	つらい気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしたりせずに訴えに真剣に耳を傾ける。
Keep safe	安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。

---

#### (4) 教育相談活動

教育相談活動はチームで行う活動であり、その構成員にはそれぞれ求められる役割があります。例えば、心理面に関する教育プログラムの開発は生徒指導主事と教育相談コーディネーターがSCの協力を得ながら行い、学級・ホームルーム担任が実施の中心になります。不登校児童生徒への面接はSCが実施し、スケジュール調整は教育相談コーディネーターが行い、学級・ホームルーム担任は、児童生徒との信頼関係の構築や学級づくりを進めます。発達障がい背景があれば、特別支援教育コーディネーターが担任等と協働して「個別の指導計画」を立て、きめ細かな支援を行います。虐待の可能性があれば、学級・ホームルーム担任や養護教諭等の教職員とSSW等が家庭や関係機関等と連携を取るなどの対応をします。このように、一つのケースや取組であっても、それぞれの立場から協力して教育相談を推進することが重要です。

また、担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が飛躍的に広がります。学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠です。異なる専門性に基づく発想が重ね合わさることで、新たな支援策が生み出されます。

北海道教育委員会では、「子ども相談支援センター」を設け、子どもや保護者から直接相談を受けて問題解決につなげています。

---

**〔子ども相談支援センター〕**

いじめや不登校、体罰などの学校教育に関する悩み、子育て・しつけなど家庭教育に関する悩みなど、子どもや保護者から、毎日24時間対応する無料の電話相談や、メール、来所相談により直接相談を受け付けています。

**【電話相談】** 0120-3882-56 (※無料 毎日24時間対応)

**【メール相談】** メールアドレス [sodan-center@hokkaido-c.ed.jp](mailto:sodan-center@hokkaido-c.ed.jp)  
※返信は、土・日をはさむときなど、数日かかることがあります。

**【来所相談】** 子ども相談支援センター  
※上記の電話相談で、予約の御案内  
〒060-8544 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館8階

---

## 7 教育相談活動の全校的展開

### (1) 発達支持的教育相談

「発達支持的教育相談」とは、様々な資質や能力の積極的な獲得を支援する教育相談活動です。個々の児童生徒の成長・発達の基盤をつくるものと言えます。個別面談やグループ面談等の相談活動だけでなく、通常の教育活動を発達支持的教育相談の視点を意識しながら実践することも重要です。例えば、特別活動では、「望ましい人間関係の形成」、「協働的な問題解決能力の育成」などを目的とする活動が行われます。教科学習においても、対人関係スキルや協働的な問題解決力を身に付けることのできる学びが実施されます。こうした活動の発達支持的な側面に着目し、教育相談の考え方を意識しながら教育実践を行うことが求められます。

### (2) 課題予防的教育相談：課題未然防止教育・課題早期発見対応

「課題予防的教育相談」は大きく二つに分類できます。

第一は、全ての児童生徒を対象とした、ある特定の問題や課題の未然防止を目的に行われる教育相談です。例としては、いじめ防止や暴力防止のためのプログラムを、SCの協力を得ながら生徒指導主事と教育相談コーディネーターが協働して企画し、担任や教科担任等を中心に実践する取組などが挙げられます。

第二は、ある問題や課題の兆候が見られる特定の児童生徒を対象として行われる教育相談です。例としては、発達課題の積み残しや何らかの脆弱性を抱えた児童生徒、あるいは環境的に厳しい状態にある児童生徒を早期に見つけ出し、即応的に支援を行う場合などを挙げることができます。具体的には、次のような取組を行います。

#### ○ 早期発見の方法

早期発見の方法として、代表的なものに「丁寧な関わりと観察」や「定期相談」、「作品の活用」、「質問紙調査」が挙げられます。

---

##### 〔定期相談〕

5分程度の面接であっても、継続することにより、「定期相談のときに相談できる」という安心感の形成と信頼関係の構築に効果的に作用します。

##### 〔作品の活用〕

児童生徒の日記、作文、絵などは、そのときの心理状態、自尊感情の有り様、発達の課題などに関する有益な情報を含んでいます。

##### 〔質問紙調査〕

観察や面接などで見落とした児童生徒のSOSを把握するために有効な方法と言えます。

---

危機的な状況に置かれていても、その状況を適切に表現出来ない児童生徒も少なくありません。したがって、児童生徒が危機のサインを表出するのを待つだけでなく、教職員が積極的に危機のサインに気付こうとする姿勢を持つことが大切です。

具体的には、「丁寧な関わりと観察」を通じて、児童生徒の心身の変化を的確に把握するように努めます。

以下のようなサインに気付いた場合には、背後に何らかの問題が隠れている可能性を想定して対応することが求められます。

- 
- ・ 学業成績の変化（成績の急激な下降等）
  - ・ 言動の変化（急に反抗的になる、遅刻・早退が多くなる、つき合う友達が変わる等）
  - ・ 態度、行動面の変化（行動の落ち着きのなさ、顔色の優れなさ、表情のこわばり等）
  - ・ 身体に表れる変化（頭痛、下痢、頻尿、原因不明の熱等）
- 

## ○ 早期対応の方法

早期対応の方法として、代表的なものに「スクリーニング会議」や「リスト化と定期的な情報更新」、「個別の支援計画」、「グループ面談」、「関係機関を含めた学校内外のネットワーク型による支援」が挙げられます。

---

### 〔スクリーニング会議〕

教育相談コーディネーターをはじめ、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SC、SSWなどが集まり、リスクの高い児童生徒を見だし、必要な支援体制を整備するために開催される会議です。

### 〔リスト化と定期的な情報更新〕

身体面、心理面、対人関係面、学習面、進路面などの領域で気になる児童生徒を全てリスト化し、定期開催される「スクリーニング会議」で確認し、リストの情報をアップデートすることです。

### 〔個別の支援計画〕

「ケース会議」の対象となる援助ニーズの高い児童生徒について、アセスメントに基づくプランニングを行い、具体的な支援策を明示するために作成されるものです。

### 〔グループ面談〕

「進路に関する悩み」や「SNS について」、「数学が分からない」などの特定のテーマで対象者を募集したり、家庭状況や、欠席日数、遅刻・早退などのリスク要因の観点から対象者をピックアップしたりするなどして実施します。

### 〔関係機関を含めた学校内外のネットワークによる支援〕

各学級に一定数いるリスクの高い状態にある児童生徒（例えば、医療的ニーズや福祉的ニーズがある、保護者が精神疾患を抱えている、虐待や不適切な養育下にあるなど）に対して、相談できる人的ネットワークや学校以外に安心できる居場所を見つけ、確保することを意味します。

---



### **(3) 困難課題対応的教育相談**

困難な状況において苦戦している特定の児童生徒、発達や適応上の課題のある児童生徒などを対象とします。こうした児童生徒に対してはケース会議を開き、教育相談コーディネーターを中心に情報収集を行い、SCやSSWの専門性を生かしながら、教育、心理、医療、発達、福祉などの観点からアセスメントを行い、長期にわたる手厚い支援を組織的に行うことによって課題の解決を目指します。その際、学校外のネットワークを活用して、地域の関係機関と連携・協働することが重要です。

## 8 生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援

### (1) 生徒指導と教育相談

教育相談は全ての児童生徒を対象に、発達支持・課題予防・困難課題対応の機能を持った教育活動です。また、教育相談はコミュニケーションを通して気づきを促し、悩みや問題を抱えた児童生徒を支援する働きかけです。その点において、主体的・能動的な自己決定を支えるように働きかけるという生徒指導の考え方と重なり合うものです。したがって、両者が相まってはじめて、包括的な児童生徒支援が可能になります。

児童生徒の発達上の課題や問題行動の多様化・深刻化が進む中で、今起こっていることの意味を探り今後起こり得る展開を予測し、ばらばらな理解による矛盾した対応を避けて、共通理解に基づく組織的対応を行うことの必要性が高まっています。そのため、学校として組織的な生徒指導を進める上で、心理的・発達の理論に基づいて問題の見立てを行うアセスメント力や実際の指導場面での臨機応変で柔軟な対応力、学校内外の連携を可能にするコーディネート力などを備えることが求められます。

### (2) チーム支援の実際

#### ○ 困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応におけるチーム支援

次の図は、課題を抱えて苦戦したり、危機に陥ったりした児童生徒に対して、生徒指導と教育相談の連携を核に、多職種との協働も視野に入れた包括的な支援をチームとして展開するプロセスです。

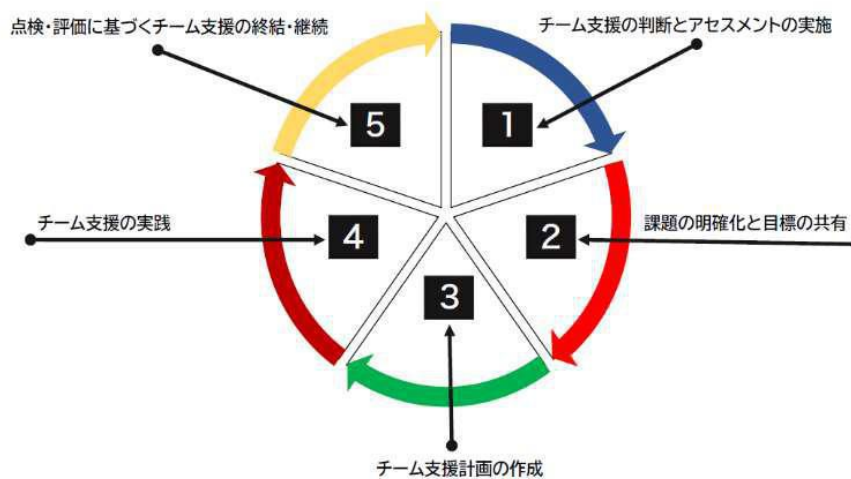


図 チーム支援のプロセス

(困難課題対応的生徒指導及び課題早期発見対応の場合)

#### ① チーム支援の判断とアセスメントの実施

課題を抱えて苦戦したり、危機に陥ったりして特別な指導・援助を必要とする児童生徒の課題解決について、生徒指導部や教育相談部、特別支援教育部等の校務分掌及び学年を横断したチーム支援の必要性を検討します。

その際、児童生徒の課題解決に向けて、生徒指導主事や教育相談コーディネーター等が中心となり、関係する複数の教職員（SC、SSW等を含む。）等が参加する、アセスメントのためのケース会議を開催します。当該児童生徒の課題に関連する問題状況や緊急対応を要する危機の程度等についての情報を収集・分析・共有し、課題解決に有効な支援仮説を立て、支援目標や方法を決定するための資料を提供し、チーム支援の必要性と方向性について判断します。

## ② 課題の明確化と目標の共有

ケース会議の目的は、その児童生徒や家庭に必要な指導・援助は何か、どうやってそれを届けていくか、を決定することです。そのためには、課題を明確化し、具体的な目標（方針）を共有した上で、それぞれの専門性や持ち味を生かした役割分担を行う必要があります。

また、指導・援助は中・長期的に継続されていくものであり、長期目標（最終到達地点）と、それを目指すスモールステップとしての短期目標が必要になります。

状況に応じて、短期目標を修正したり、次のステップへと進めたりするため、ケース会議は継続的に行われるものであることを共通理解しておくことも大切です。

## ③ チーム支援計画の作成

アセスメントに基づいて、問題解決のための具体的なチームによる指導・援助の計画を作成します。「何を目標に（長期目標と短期目標）、誰が（支援担当者や支援機関）、どこで（支援場所）、どのような支援を（支援内容や方法）、いつまで行うか（支援期間）」を記載した「チーム支援計画」を作成し、支援目標を達成するための支援チームを編成します。

## ④ チーム支援の実践

チーム支援計画に基づいて、チームによる指導・援助を組織的に実施します。その際の留意点として、次のことが指摘できます。

---

### 〔定期的なチームによるケース会議の開催〕

チームによる指導・援助の実施段階では、コーディネーターが中心となって、定期的にケース会議を開催します。ケース会議では、メンバーの支援行為、児童生徒や保護者の反応・変化についての経過報告を行い、目標達成の進捗状況を把握します。特に、効果的な支援は継続・発展させ、そうでない支援は中止・改善する必要があります。

### 〔関係者間の情報共有と記録保持〕

支援対象となっている児童生徒や保護者との密接な情報共有が、効果的な実践や信頼関係の基盤となります。また、会議の録音や会議録、チームとしての活動記録などを、適切に保存しておくことも必要です。

---

---

〔管理職への報告・連絡・相談〕

チーム支援の活動に関しては、管理職に報告・連絡・相談をし、細やかな情報共有を行うことが求められます。管理職は、支援チームの活動状況を把握（モニタリング）し、効果について評価した上で、適時適切な指示や助言を行うように心がけます。

---

⑤ **点検・評価に基づくチーム支援の終結・継続**

チーム支援計画で設定した長期的、短期的な目標の達成状況について学期末や学年末に総括的評価を行うことが必要です。チーム支援計画の目標が達成されたと判断された場合は、チーム支援を終結します。なお、年度を越える場合は、再度新年度にケース会議を開催してアセスメントを行い、チーム支援計画を見直して支援を継続します。その際、前年度における支援の状況（児童生徒の様子、活動記録など）についての引継ぎが、支援の継続性を担保する鍵になります。

## 9 個別の課題に対する生徒指導

### (1) いじめ（関連法規等：いじめ防止対策推進法等）

平成25年にいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が施行されて以降、いじめの積極的な認知が進み、いじめの認知件数は増加の傾向にあります。各学校や教育委員会等において、いじめの積極的な認知と併せていじめの解消に向けた取組が進む一方で、いじめの対応が長期化、深刻化するケースも見られます。このような状況下において、法の定義に則り積極的にいじめの認知を進めつつ、教職員一人一人のいじめ防止のための生徒指導力の向上を図るとともに、次の段階として、

- ・各学校の「いじめ防止基本方針」の具体的展開に向けた見直しと共有
- ・学校内外の連携を基盤に実効的に機能する学校いじめ対策組織の構築
- ・事案発生後の困難課題対応的生徒指導から、全ての児童生徒を対象とする発達支持的生徒指導及び課題予防的生徒指導への転換
- ・いじめを生まない環境づくりと児童生徒がいじめをしない態度や能力を身に付けるような働きかけ

を行うこと、が求められています。

### ○ 法の目的といじめの定義

法の目指すところは、第1条に次のように示されています。

---

#### （目的）第1条

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、（中略）いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

---

いじめは、相手の人間性とその尊厳を踏みにじる「人権侵害行為」であることを改めて共通認識し、人権を社会の基軸理念に据えて、社会の成熟を目指すという決意が表明されています。

法の基本的な方向性は、「社会総がかりでいじめ防止に取り組むこと」、「重大事態への対処（いじめの重大事態調査を含む。）において公平性・中立性を確保すること」にあります。そのことを踏まえ、各学校は、

- ・「いじめ防止のための基本方針」の策定と見直し
- ・いじめ防止のための実効性のある組織の構築
- ・未然防止・早期発見・事案対処における適切な対応を行うこと

が義務付けられました。

また、法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があ

り、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとし、いじめられている児童生徒の主観を重視した定義に立っています。

---

#### (定義) 第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

---

教職員には校内研修等で、児童生徒には学級・ホームルーム活動等で、保護者には保護者会等で、具体的事例に則して法のいじめの定義の共通理解を促し、どんな小さないじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。

### ○ いじめの重大事態

いじめによる児童生徒の自殺など、重大事態が後を絶たないことを受け、平成29年には法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められました。いじめの重大事態とは、次の場合を指します。

- 
- ・ いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）
  - ・ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）
- 

第1号は、「生命・心身・財産重大事態」、第2号は、「不登校重大事態」とされています。これらの原因として、いじめ（疑いも含む。）が確認されれば、「組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」を実施します。

第2号は不登校の基準の年間30日を目安としますが、一定期間連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず迅速に調査に着手する必要があります。

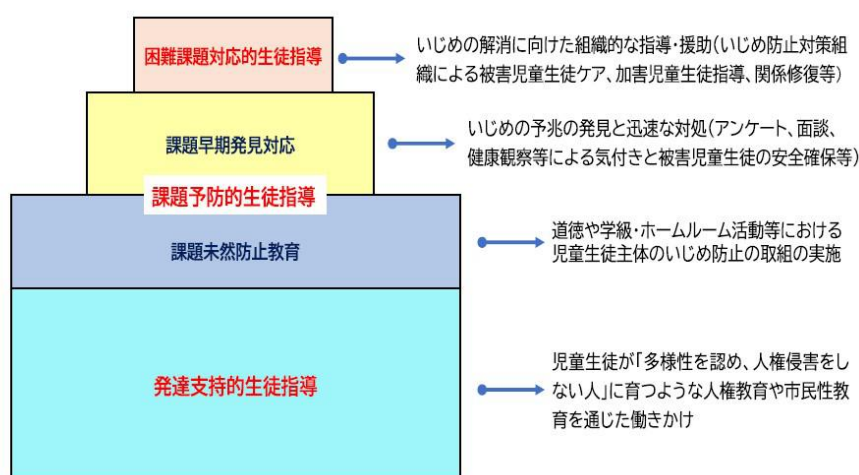
### ○ いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対処」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序が明確に示されたと言えます。この対応のプロセスは、下図に示した生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導、②課題未然防止教育、③課題早期発見対応、④困難課題対応的生徒指導と重なるものです。具体的には、

- ① 発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけます。
- ② 課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校

のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行います。

- ③ 課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告します。
- ④ 困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどを行います。



○ 参考資料

- ・いじめ対応ガイドブック&支援ツール「コンパス」



<http://www.s-shido.hokkaido-c.ed.jp/compass.zip>

※パスワードは、令和4年（2022年）11月18日付け事務連絡で確認願います。

(2) 児童虐待（関連法規：児童虐待の防止等に関する法律）

児童虐待への対応は、虐待を受けた経験が、後に被害児童生徒の人生に多大な悪影響を及ぼすことがあり得ることから、被害児童生徒の自立を支援することまでが目的となります。児童虐待を発見する上で、日々児童生徒と接する教職員の役割は極めて大きく、少しでも虐待と疑われるような点に気付いたときには、速やかに児童相談所又は市町村（虐待対応担当課）に通告し、福祉や医療、司法などの関係機関と適切に連携して対応することが求められます。さらに、児童虐待と関係が深い要保護児童、要支援児童、特定妊婦、ヤングケアラーなどについても留意し、児童虐待の未然防止に向けた取組を進めることも重要です。

○ 児童虐待の定義

児童虐待の定義は児童虐待防止法に定められていて、「保護者（例えば、「保護者」

の定義には児童の親の交際相手のように、児童との親子関係はないが、週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童のいる家庭に滞在し児童の養育に一定の関与がある者も含まれる場合があると解されています。)による、次の4種類の行為を言います。

---

#### 〔身体的虐待〕

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること

#### 〔性的虐待〕

児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること

#### 〔ネグレクト〕

児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号（心理的虐待、性的虐待）又は次号（心理的虐待）に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること

#### 〔心理的虐待〕

児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

---

### ○ 学校に求められる役割

児童虐待防止法は、学校の役割として次のことを定めています。

- 
- ・虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）
  - ・虐待の早期発見に努めること（努力義務）
  - ・虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力をを行うこと（努力義務）
  - ・虐待防止のための子供及び保護者への啓発に努めること（努力義務）
  - ・児童相談所や市町村（虐待対応担当課）などから虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができること
- 

### (3) 自殺（関連法規：自殺対策基本法）

平成18年に自殺対策基本法が成立して以降、日本全体の自殺者数が減少しているなかで、小・中・高校生の自殺者数は増加傾向を示しています。

平成28年には自殺対策基本法が改正され、子ども・若者の自殺予防の充実を目指すことが重点課題として示されました。学校には、生涯にわたる精神保健の観点から全ての児童生徒を対象とする「自殺予防教育」と、自殺の危険の高い児童生徒への直接的支援としての「危機介入」を並行して進めることが求められています。

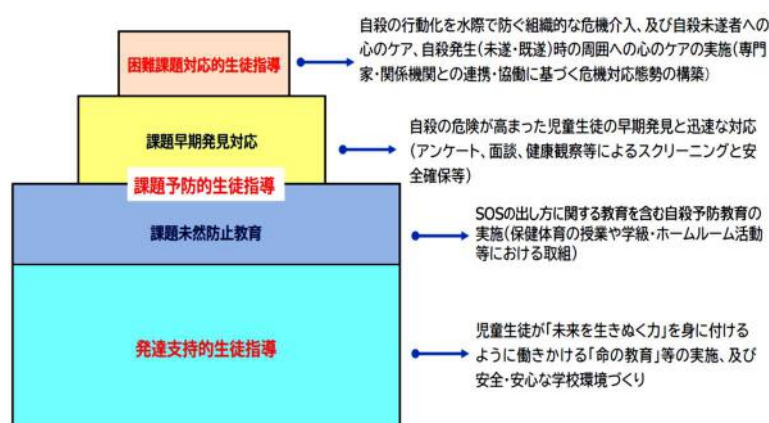


自殺予防を生徒指導の観点から捉えると、安全・安心な学校環境を整え、全ての児童生徒を対象に「未来を生きぬく力」を身に付けるように働きかける「命の教育」などは、発達支持的生徒指導と言えます。「SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育」は課題未然防止教育として位置付けることができます。自殺予防教育の目標は、児童生徒が、自他の「心の危機に気付く力」と「相談する力」を身に付けることの二点です。さらに、教職員が自殺の危険が高まった児童生徒に早期に気付き関わる課題早期発見対応と、専門家と連携して危機介入を行うことにより水際で自殺を防いだり、自殺が起きてしまった後の心のケアを行ったりする困難課題対応的生徒指導から、学校における自殺予防は成り立ちます。

これらの取組を充実させるために、教職員一人一人が児童生徒の心の危機の叫びを受け止める力を向上させるとともに、学校内外の連携に基づく自殺予防のための組織的な体制づくりを進めること重要です。

## ○ 自殺予防に関する生徒指導の重層的支援構造

自殺予防に関する重層的支援構造は、次の図のようになります。



## ○ 参考資料

児童生徒の自殺予防に向けた取組の充実に向けて

URL <https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/shiryuu.html>



## (4) 不登校（関連法規：教育機会確保法）

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することにも留意する必要があります。不登校に関する発達支持的生徒指導としての「魅力ある学校づくり」を進めると同時に、課題予防的・困難課題対応的生徒指導については、不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上

で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開していくことが重要です。

## ○ 不登校児童生徒への支援の方向性

不登校児童生徒への支援を考える上で必要なのが、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるアセスメントの視点です。教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身による回答には、ずれが生じることもあります。また、きっかけそのものが「わからない」と回答する児童生徒も少なくありません。そのため、「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりするのではなく、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的意思（希望や願い）、本人が持っている強み（リソース）や興味・関心も含め、不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことが重要です。

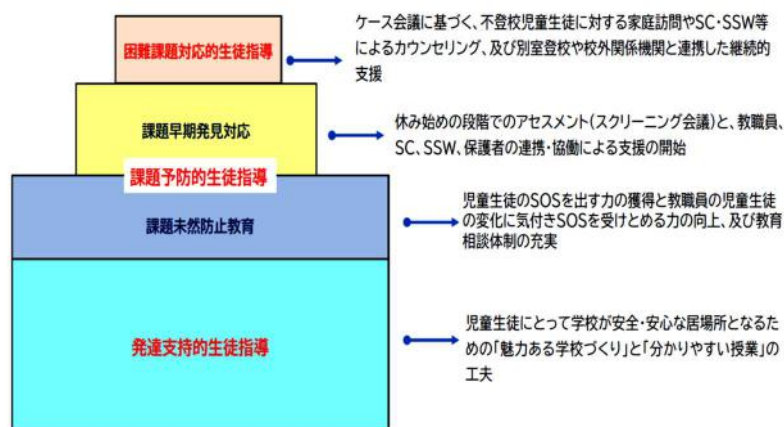
## ○ 支援の目標

不登校で苦しんでいる児童生徒への支援の第一歩は、将来の社会的自立に向けて、現在の生活の中で、「傷ついた自己肯定感を回復する」、「コミュニケーション力やソーシャルスキルを身に付ける」、「人に上手にSOSを出せる」ようになることを身近で支えることに他なりません。その上で、社会的自立に至る多様な過程を個々の状況に応じてたどることができるように支援することが、次の目標になると考えられます。

個々の児童生徒に求められる自立の姿は実に多様であるため、学校復帰や転学等の際して、形だけを整えるのではなく、個に応じた多様な社会的自立に向けて目標の幅を広げた支援を行うことが必要になります。

## ○ 不登校に関する生徒指導の重層的支援構造

不登校対応の重層的支援構造は、次の図のようになります。



## (5) 性に関する課題（関連法規：性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律）

児童生徒を取り巻く性に関する状況において、若年層のエイズ及び性感染症、人工妊娠中絶、性犯罪・性暴力、性の多様性など様々な課題が見られます。

これらは、生徒指導にも直結する課題であると言えます。性に関する課題への対応では、関連する法律などの理解や人権に配慮した丁寧な関わり、児童生徒が多様性を認め、自分と他人を尊重することが出来、安心して過ごせる環境や相談しやすい体制の整備、それらを支える「チーム学校」として組織づくりを進めることが求められています。

---

### ○ 参考資料

- ・性的マイノリティ

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/28/04/1369211.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/04/1369211.htm)



- ・生命（いのち）の安全教育

URL [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/danjo/anzen/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html)



---

## (6) 多様な背景を持つ児童生徒への生徒指導

発達障がい、精神疾患、健康、家庭や生活背景などは、その一つ一つが直接に学習指導や生徒指導上の課題となる場合もあります。特に近年、それぞれの課題とその影響がクローズアップされ、関連する法律や通知なども整備される中で、生徒指導においてもそのことを理解した上で取り組むことが強く求められるようになってきています。そのため、教職員は生徒指導を進める前提として、日頃から多様な背景を持つ児童生徒への指導について理解しておくことが求められます。また、課題が見えにくい場合も多いため、アセスメントを通じて、的確に気付きと対応を行うよう努める必要があります。

### ○ ヤングケアラー

ヤングケアラーは、法令上の定義はありませんが、本道においては、令和4年4月に施行された「北海道ケアラー支援条例」において、「高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をケアラーとし、そのうち「18歳未満の者」をヤングケアラーとして定義しています。

日常生活の世話や援助により、子どもの年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、友達と遊ぶ、学習するなどの、子どもとしての生活体験が奪われたり、時には通学や睡眠時間も制限されたり、子ども自身の生活の大部分を家族のケアに充てるといったケースも見られます。

また、子ども自身やその家族がそのような状態を子どもにとっての困難な状態と認識しておらず、問題が表面化しにくいことも特徴です。

このため、教職員は、ヤングケアラーの特性を踏まえて子ども本人や保護者と接することで、家庭における子どもの状況に気付き、必要に応じて学校におけるケース会議等において関係者間で情報を共有する等の取組が、ヤングケアラーの早期発見・対応につながる可能性があります。支援が必要なヤングケアラーの可能性のある児童生徒を把握した場合には、SSWと連携して市町村の福祉部門等を通じて必要な支援につなげることが求められます。

---

○ 参考資料

ヤングケアラー



<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/young-carer.html>

---